

議第40号

京都市地域体育館条例の一部を改正する条例の制定について

京都市地域体育館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年 2 月14日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市地域体育館条例の一部を改正する条例

京都市地域体育館条例の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「ことができる」を「ものとする」に改める。

第 4 条第 1 項ただし書中「市長」を「指定管理者」に改め、「ときは」の右に「，市長の承認を得て」を加え，同条第 2 項を削る。

第 5 条を次のように改める。

(利用の許可)

第 5 条 地域体育館を利用しようとするものは，指定管理者の許可を受けなければならない。

第 6 条の見出しを「(利用制限)」に改め，同条各号列記以外の部分中「市長」を「指定管理者」に，「使用」を「利用」に改め，同条第 1 号中「使用者（地域体育館を利用するものをいう。以下同じ。）」を「利用者」に改める。

第 7 条の見出しを「(利用料金)」に改め，同条第 1 項を次のように改める。

利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は，指定管理者に対し，その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

第 7 条第 3 項を削り，同条第 2 項各号列記以外の部分中「使用料」を「利用料金」に改め，同項を同条第 3 項とし，同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 利用料金は，別表第 2 に掲げる額の範囲内において，指定管理者が市長

の承認を得て定めるものとする。

第8条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条本文中「既納の使用料」を「既に支払われた利用料金」に改める。

第9条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「市長は、」を「指定管理者は、市長が」に、「使用料」を「利用料金」に改める。

第10条第1項中「使用者は、使用しよう」を「利用者は、利用しよう」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「指定管理者」に、「使用者」を「利用者」に改める。

第11条中「使用者」を「利用者」に改める。

第12条中「使用者」を「利用者」に、「使用を」を「利用を」に、「使用の」を「利用の」に、「市長」を「指定管理者」に改める。

別表第2備考以外の部分中「使用料」を「利用料金」に、「全面使用」を「全面利用」に、「1,800」を「1,850」に、「1,500」を「1,540」に、「900」を「920」に、「800」を「820」に、「部分使用」を「部分利用」に、「500」を「510」に改め、同表備考中「使用する」を「利用する」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中別表第2備考以外の部分の改正規定（「使用料」を「利用料金」に、「全面使用」を「全面利用」に、「部分使用」を「部分利用」に改める部分を除く。以下同じ。）、次項及び附則第3項の規定は平成26年4月1日から、その他の改正規定は平成27年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 地域体育館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に利用料金を収受させるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 別表第2備考以外の部分の改正規定による改正後の京都市地域体育館条例別表第2の規定は、平成26年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い使用料の適正化を図るとともに、地域体育館の利用に係る料金を指定管理者に収受させるために必要な事項を定める必要があるので提案する。